経税部だより

個人歯科医院の「事業承継」と「閉院」について

税理士 中谷 光之

はじめに

歯科医師は、他の専門医と比べて、独立して個人事業主となる割合が高い分野です。その理由としては、勤務医としての枠が少ないことや歯科に限りませんが 独立開業すれば定年がないことなどが挙げられます。

全国的には歯科診療所開設数は、次の統計調査によると他業種に比べ飽和状態 が続いており、コンビニエンスストアの数よりも多い状況です。

厚生労働省医療施設調査-2021年10月現在 歯科診療所数 67,899機関 JFAコンビニエンスストア統計調査月報-2023年6月現在 55,637店舗

一方、2016(平成28)年の68,940機関をピークに開設数は減少に転じています。新規開業数に比べ廃業件数の増加が目立ち、廃業の数も右肩上がりです。廃業の増加は、子供が継がないケースが増加している点も原因の一つです。

歯科保険医協会が昨年会員対象に行ったアンケートでは、継承に関する悩みや課題について、「事業の継続や先行き不安」39.1%、「後継者の確保」32.9%が上位を占めました(複数回答)。「経営」と「後継者」が継承に関する2大問題になっていることが分かります。一方で、「何から始めたら良いか分からない」が24.8%を占めており、漠然と悩む先生方が一定おられることも浮き彫りになっています。

今回は、上記の状況下での医院の事業承継の考え方をご紹介したいと思います。

I. 事業承継

事業承継とは、歯科医院経営を自分以外の誰か(後継者)に引き継ぐことです。従って、引継ぎ者がいない場合は閉院となります。

誰を後継者にするかで、以下の2種類に分かれます。

1. 親族內承継

現歯科医院経営者(院長)の子供など親族を後継者とする事業承継。

2. M&Aによる第三者承継

歯科医院を売却することで、その買い手が後継者となる事業承継。

一般的に、第一に後継者候補となるのは親族です。しかし、親族で後継者が見当たらない場合、対策として、近年、用いられるようになってきたのが、M&Aによる事業承継です。

後継者がいないまま院長が引退時期を迎えれば、歯科医院は閉院するしかありません。

親族承継

以前よりも徐々に減ってきていますが、割合としては親族内承継が行われている歯科医院は多数です。特に個人の歯科医院の場合、子供が継いでいるケースが多く見られます。

子供への承継は周りからの納得が得やすく、金銭的にもスムーズに承継が行われる点がメリットです。将来的なトラブルのリスクも少ないでしょう。ただ、子供に経営者の適性がない場合や、経営権に関する親族間トラブルが起きる可能性があることが懸念点として挙げられます。

親族間承継のメリット・デメリットをまとめてみますと、次のとおりです。 メリット

- ①親族間なので、コミュニケーションを取りやすい
- ②スタッフが既知の仲であるため、関係性構築がしやすい
- ③現状の医院の長所・短所を把握しやすい
- ④同じ医院で診療する場合、データ移行の手間がない

デメリット

・距離が近すぎるため、トラブルになることもある。

M&Aによる第三者承継

M&Aによる第三者への譲渡の実施件数も増加しています。M&Aにより歯科 医院を引き継ぐ側からすると、施設や設備・従業員・顧客などをそのまま引き継 げるといったメリットがあります。

一方の売却・譲渡側からすると、従業員の雇用を引き継いでもらえるうえに、 売却・譲渡益が得られるといった点がメリットです。

また、購入者としては、ゼロから施設を建てるのではなく、居抜き物件を購入 するケースが多く見られます。 居抜き物件とは、廃業した歯科医院の施設・医療機器などがそのまま残されている物件のことです。施設や医療機器がそろっているために、ゼロから開業するよりも開業資金を安く抑えられます。

メリット

- ①売り手としては幅広い承継先から選べる
- ②売り手としては自分のビジョンを受け継いでくれる承継先を選べる
- ③すでに歯科医院の経営経験があるなど、経験豊富な理事・歯科医師を選べる
- ④金銭面の話など、ビジネスと割り切って会話ができる

デメリット

- ①コミュニケーションの機会が少なく、トラブルに発展する
- ②買い手が歯科医院の内部状況を把握しきれないことがある
- ③患者のカルテやレセプトのデータを移行する手間が発生する
- ④譲渡価額を口約束で決めてしまい適正額ではない値段で取引してしまう

Ⅱ. 歯科医院の閉院

承継者が見つからない場合また年齢や体調、経営状況など様々な理由により歯科医院を閉院せざるを得なくなった際には、開設時と同様に歯科医院の届出を提出する必要があります。

閉院の手続き

1. スタッフへの周知

スタッフへの周知については、スタッフも生活があるので、タイミングを見て話しをすることが大切です。労働基準法の第二十条に「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。」とあるとおり、30日前には従業員への解雇通知を行う必要があります。30日を切ってしまう場合は、解雇日までに足りない日数分の平均賃金を払えば問題ありません。しかし、経営状況の悪化により支払が困難な場合は、未払賃金立替制度という国の制度(厚生労働省)があるので、手続きを行います。

2. 患者への対応

閉院する場合、閉院前から来院してくれている患者さんへの告知をしておいた 方がよいでしょう。通院中の患者さんへは、治療の終了予定時期を伝え、閉院 前に完治できないようであれば代診または他の医療機関への診療を伝えておきま しょう。再来患者さんについては、閉院予定までに終了見込みが立てられれば受 付、そうでない場合や新規患者さんについては他の医療機関を紹介することで、 余計なトラブルを生まずにスムーズに進められます。

また、カルテやエックス線など診療に関する記録等にはそれぞれ次のような保 管義務があります。

対 象 物	保 存 期 間	指定
カルテ	治療完結の日から5年間	歯科医師法24条
エックス線データ	治療完結の日から3年間	保険医療機関および保険 医療機関療養担当者規則
エックス線装置等 の測定結果記録	記録を5年間	医療法施行規則第30条 の21、22

カルテや診療記録など整理を行い、上記に該当するものは保管、そうでないも のは廃棄をしましょう。

3. 院内の機材や材料の整理

院内にあるユニットやエックス線装置などの大型機材や治療材料や薬剤など様々なものを整理・破棄をしなければなりません。

リース期間が残っているものなどは、リース料の支払いなどが必要になります。リースの場合、機材などの所有権はリース会社にありますので、リース会社と廃棄等の相談をされるのが良いでしょう。

その他の廃棄物などは医療廃棄物処理業者に依頼して整理していきます。金属 等はすでに取引のある業者などを利用し業者に買い取ってもらいましょう。

歯科医院を閉院する際に届け出る提出先や期日などは次のとおりです。

提出先	必要な手続き	期限
保健所	診療所廃業届	廃止後10日以内
保健所	診療用エックス線装置廃止届	廃止後10日以内
近畿厚生局 事務所等	保険医療機関・保険薬局廃止・ 休止・再開届	廃止後速やかに
税務署	個人事業の開廃業等届出書	廃止後1カ月以内
税務署	事業廃止届出書	廃止後速やかに
税務署	給与支払事務所等の廃止届出書	廃止後 1 カ月以内